

令和8年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会（第1回）

令和8年6月24日

【事務局（伊原）】 定刻になりましたので、ただいまから令和8年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会を開催いたします。

司会のボストンコンサルティンググループの伊原と申します。

皆様、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。本日は伊坪委員が御都合により11時以降のオンライン御参加となります。また、委員名簿に記載のとおり、オブザーバーとして各省庁様含めて15団体の方々に御参加いただいております、一部の団体様はオンラインでの参加となっております。

本日の検討会は、ハイブリッドにより開催させていただいております。開催の状況につきましては、ユーチューブで同時配信し、動画は会議終了後、議事録公開までウェブ上で配信予定です。

ハイブリッド開催に当たりまして、何点か御協力をお願いいたします。オンライン参加の方は、御発言する際以外はマイクの設定をミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。また御発言がある場合、挙手ボタンをクリックしていただくか、チャットにてお知らせいただきますようお願いいたします。

通信の乱れ等、何かございましたら、チャットに御記入いただきますようお願いいたします。また、通信環境に伴うトラブルが発生した場合には、オンライン参加者の皆様にはカメラオフをお願いする場合がございますが、御了承ください。

それでは、初めに、検討会の開催に当たりまして、環境省地球環境局、関谷局長から御挨拶をお願いいたします。

【関谷局長】 皆様、おはようございます。地球環境局長の関谷でございます。本日は本検討会開催に当たりまして、委員の皆様方、オブザーバーの皆様、関係者の皆様、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この検討会、昨年度も開催をしまして、今年度は今回が初ということになります。

昨年度までの議論で少し本検討会で目指している評価ですとか表示、そういったものに関しての制度の目的ですとか、あるいは方向性、そういったところについて様々な御意見を賜りました。その中で少し、一定の整理はできた部分があるかなと思っております。

それを踏まえまして、今日、そして今年度の御議論をいただく中では、そうしたものを踏まえた制度を具体的につくっていくということで、少し細かなところも含めた御議論をお願いしたいなと思っております。

やはりこの議論を昨年度から私も参画しておりますが、非常に関係者が多い、また御関心も、その分、多岐にわたっておるところもありますし、また、そもそも、こういった仕組みをつくる上での様々な論点がありまして、その中での議論の整理というのは、引き続き大きな課題かなと思っておりますが、特にその中で、これから重要に思っておりますのは3つございますが、1つは信頼性ということでございます。それから2つ目は実用性、そして実効性、この3つかなと思っています。

信頼性というのは、言うまでもございませんが、これは脱炭素に向けた取組ということもございますし、これから消費者も含めて様々な方に選んでいただくという上で、国際的な議論、基準も含めた信頼性をきっちり確保していくことは重要なと思います。

一方で、これを実際使っていただく上で、現場で使えるという意味での実用性、これは欠かすことができないものであると思います。

その上で、この表示あるいは評価というのは、それ自体が目的ではございませんで、当然ながら脱炭素製品あるいはサービスというものが実際に消費者に選ばれていく、その上で効果的なものになっていくという意味での実効性がないと当然意味がないということになってまいりますので、そういったところを特に今回の御議論を通じて深められればと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思っております。

今の話と関連しますけれども、これ表示あるいは評価というものについて御議論いただくのがメインの今、議題になっておりますけれども、やはり最終的には消費者の皆さん含め、この日本において、そういったものがしっかりと選択されていく、その結果として目指す政策目的を達成していく、また皆様がそれぞれビジネスなり、あるいは取引をされていく上で、その一助となる、そういったことを目指しておるわけなので、単にこの一つの仕組みをつくるというだけではなく、関連する施策、そういったものとの連携も含めて御議論の幅を少し広げていきたい、そういったところもございますので、併せて忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（伊原）】 ありがとうございました。

それでは、次に本日の資料の御確認です。委員の皆様には、事務局よりあらかじめ電子データにてお送りしておりますが、議事次第にありますとおりの資料となっております。

手元にも御用意してございますので、不足等ございましたらお知らせください。

それでは、次に、本日の御出席の委員の御紹介をさせていただきます。それでは、環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、小野室長、よろしくお願いいたします。

【小野室長】 ありがとうございます。環境省脱炭素ビジネス推進室の小野でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私のほうから資料1、委員名簿に記載されている順に、役職とお名前を読み上げさせていただきます。

早稲田大学、有村委員、同じく早稲田大学、伊坪委員、日本経済団体連合会、谷川委員、筑波大学、西尾委員、日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、根村委員、公益財団法人日本環境協会、藤崎委員。

本年度の検討会では、座長を有村委員にお願いし、御快諾いただいております。また、表示制度の運用面も含めて御議論いただく観点から、令和7年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会の委員に加えて、公益財団法人日本環境協会、藤崎委員にも御参加いただいております。

オブザーバーにつきましては、記載のとおり、関係省庁様、関係団体様に御参加いただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の議事進行については、有村座長、よろしくお願いいたします。

【有村座長】 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきました早稲田の有村です。今年度から検討に加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

資料3に基づき事務局より御説明をお願いいたします。

【小野室長】 ありがとうございます。では、事務局より資料のほう御説明させていただきます。

本日御説明いただく内容になっております。

まず最初に、検討会の進め方でございます。

本年度、2回の検討会を予定しております。第1回が今日になっておりまして、本日は主に表示の評価基準について御議論いただきたいと思います。第2回は8月に予定しておりまして、ここでは本日の議論で出てきた課題及び運用方法について御議論をお願い

いしたいと思っております。

今回この2回の検討会での結果を踏まえて、2027年から少しずつ、この表示制度の運用を開始していきたいと考えております。

では、次に、昨年度の議論のおさらいでございます。

昨年5月からグリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会というのを進めてきました。

この検討会は、今回の表示制度ではなく、主にグリーン製品の需要創出に向けた必要な施策全体を議論してきたところでございます。

こちらの検討会では主に3つの施策が必要だろうというふうなまとめ方をさせていただいております。

右側の施策Aのところは、まさに今回、検討会で議論いただいている需要家への訴求の方法についてでございます。

施策Bにつきましては、バリューチェーン内の企業間の連携強化ですけれども、こちら主にデータ連携とか、そういったような内容になっております。

施策Cについては、サプライヤー・エンゲージメントの推進というところで、こちらサプライヤー・エンゲージメントによるCO₂の削減ですとか、コスト低減とか、こういったところの内容となっております。

こちら、今御説明させた施策AからCの対策のパッケージを表しております。

一番上の赤枠で囲っているところが、まさに今御議論いただいている表示制度のところになっておりまして、これと並行して、この表示にひもづくようなインセンティブ制度についても今、検討のほう進めているところでございます。

また施策B、Cに関しましても、今年度、別途対策のほう進めているところでございます。

昨年度の本検討会、表示に関わる検討会のところの振り返りでございます。

まず、制度の目的でございます。

上の緑色の囲っているところになりますけれども、サプライチェーン全体の脱炭素化に向けた方向性としては主に2つあると思っております、1つ目が、既存製品と脱炭素製品の間の価格差を最小化していくというところ、2つ目が、環境価値プレミアムの支払いを拡大しているところということかなと思っております。

今回の表示制度におきましては、特にこのB、環境価値プレミアム支払い拡大、これを

当面の目標としながらも、中長期的には、これによって需要家の方に積極的に製品を選んでいただいて量産効果を導き出していく。その結果として、Aにも間接的に寄与していくというところを狙っております。

今御説明させていただいたところを絵に示したのがこちらのグラフになっておりまして、一番左が、従来の製品価格を示しております。

左から2番目が、短期的には脱炭素化によって価格が上がってしまう製品を示しているところでございます。この場合、短期的には何かしらの政策的な後押しをして初期需要をつくっていく必要があるかと思っています。例えば政府のグリーン調達ですとか、あとは補助金、こういったものですね。

今回こういった政策的な後押しと連携したような表示制度をつくっていくことで、量産効果を引き出したいと思っています。

いずれは、こういった政策的な後押しも少しずつ弱めながらも、しっかりその表示で量産効果というのを引き出していきたいと考えております。

一方、将来的にはしっかり価格競争力のある脱炭素製品をつくっていくという上では、この量産効果だけでは不十分なところもございまして、先ほど御説明させていただいたとおり、別途サプライヤー・エンゲージメントの強化等、別の施策も進めているところでございます。

続いて、今回の制度の対象製品でございます。こちらは今、経産省様のGXリーグでBtoBにおける需要創出を進めているところでございます。

今回その仕組みがしっかりBtoCにつながるように、我々のこの表示制度においては最終製品を対象としていきたいと考えております。

最終製品の中には耐久財ですとか、いろんなサービス、あと日用品、様々ございますが、我々の対象としては、政策的な整合、例えばGX先行投資が活用されているような製品ですとか、あとは素材のCFP算定ルールがあるかとか、こういったところも非常に重要なところでございますが、なかなか表示だけで消費者の需要喚起をしていくというのは難しいかなと思っています。

例えば消費者の方は、なかなか製品購入するときに表示を見るということがないと思いますし、そういった観点においては、消費者の意識啓発ですとか、場合によってはインセンティブ付与、こういったものもしっかりセットで推進していくという必要があると思っています。

この部分に関しては今、並行して議論のほう進めておりまして、こういった意識啓発ですとか、あとインセンティブ付与みたいなものの、制度が準備できるような製品から順次展開のほう進めていきたいと思っております。

続いて、新たな評価・表示制度の評価基準についてですが、まず最初に、評価軸の設定について御説明させていただきたいと思います。

昨年度の検討会においては、この真ん中に示す5段階評価の素案を示させていただいておりました。

ただ、一方で、このレベル1に該当するC F Pの算定ですとか、あとはレベル2に相当する目標値の設定というところに関しましては、削減を伴わないようなものを評価する形になりますので、これによってグリーンウォッシュのリスクがあるですとか、あとはこれを評価することによって、本当に削減を伴ったような製品の支援効果が弱まるといったような懸念もございますので、今回は、しっかりC F Pの削減がされたような製品を評価するような仕組みとしていってはどうかと考えております。

具体的に削減を何ではかっていくかというところですが、今2軸を考えておりまして、一つはC F Pの削減、もう一つはG X製品の使用をしているかどうか、この2つで評価していければと考えております。

こちらが具体的な評価方法を示した表になっておりまして、まずベースの評価としては、C F Pの削減実績で評価していきたいと思っております。

この理由としましては、しっかり排出量を削減したような製品を普及させていくということがまず大事だろうということと、もう一つはグリーンウォッシュの懸念を回避すると、こういった観点から、ベース評価としては、このC F P削減実績を評価してまいりたいと思います。

また、現状の国際ルールにおいては、C F Pの削減と認められないような製品の使用においても、C O₂削減には貢献しているということから、そういったものも加点として評価していきたいと思っております。具体的に申し上げますと、G X製品が使われていること、こういったことを評価してまいりたいと思っております。

具体的な評価方法のほう御説明させていただきますと、例えばC F PがY%以上削減されていて、G X製品が使われているものであればゴールド、使われていなければシルバーというふうになります。また、C F PがX%以上削減されているものに関しましては、G

X製品が使われているか使われていないかにかかわらず、ゴールドというような評価になります。

ここのX Yの数字につきましては、なかなか設定が難しいところもございまして、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

続いて、先ほど御説明させていただいた2軸の取組熟度の設定について御説明させていただきます。

まず、C F P削減実績のC F Pのバウンダリ設定についてでございます。

こちらは国内・国際ルールにおいては、Cradle to graveを原則としながらも、条件付でCradle to gateも許容されているところでございます。

こういった制度の趣旨を踏まえて、自社関与による削減が困難な製品についてはCradle to gateも認めていく形でどうかと思っております。

具体的に申し上げますと、例えば右上のシャンプーの事例で申し上げますと、シャンプーのCO₂排出量は約9割が使用時のお湯由来となっております。なかなかこれを自社努力によって削減することが難しいということもございますので、こういった製品においてはCradle to gateの評価をしていく必要があるかなと思っております。

また、右下のS A Fを採用するフライトに関しましても、業界ガイドラインはCradle to gateプラス川下の輸送がバウンダリとなっております。こういったものも業界ガイドラインに従っていくほうがよいだろうと思っております。

あと左上の自動車につきましては、業界ルールはCradle to graveとなっておりますが、使用時のCO₂排出量——カテ11ですね——に関しましては、別途燃費規制等もありますので、こういったような仕組みと、複雑にならないような形でのバウンダリの設定をしていく必要があるかと思っております。

続いて、先ほどX %、Y %という仮の数字を提示させていただいたんですけれども、そこにどういった数字を入れていくのがいいのかというところになります。

まず、C F Pの削減目標としましては、参考とするものとして、一つS B Tがあるかなと思っております。

このS B T、3つの目標を示しておりまして、1つ目がWB 1.5℃に整合する年率4.2%のCO₂削減です。もう一つがWB 2℃に整合する年率2.5%のCO₂削減、あとは組織ベースではなくて、排出原単位の削減ということで、年率7%の削減を目標としてお

ります。

この原単位の削減というのは、イコール製品の排出量と考えてもいいかなと思っているんですが、これらの数字を我々としては参考にするということもあるかなと思っております。

一方で、現状のGHGプロトコルをはじめとした国際標準を鑑みますと、CFPの削減手段が限定されているような業界も存在します。すなわち、これらの数字を目標にすると、これを達成するのが非常に難しいような業界もございますので、そういったところも考慮しながら、慎重に数字のほうを検討していければと思っております。

続いて、こちらの表の加点要素となるGX製品のところ、これの御説明をさせていただきたいと思います。

今回GX製品の対象をどういったものにしていくかというところでございますが、現在、経産省様で開催されているGX需要創出に向けた研究会で、GX率先実行宣言の対象製品の見直しの議論が行われているところでございます。

具体的に申しますと、左下のリストがその対象となっております。これらの対象製品というのは、しっかり我々としても評価するものとしていきたいと思っております。

また、ここのリストに含まれていないものに関しましても、供給側の取組が進んでおり、算定手法の下地が整っている製品・サービスについては、本制度の対象としていければと思っております。

例えばですけれども、ケミカルリサイクルみたいなものであれば、資源循環の観点においては、しっかり普及促進していく必要がある一方で、なかなかCFPの削減にはつながらないというところもございますので、こういったものなどは議論の上、この制度にも織り込んでいければと思っております。

続いてGX製品、どれぐらい使われていけば加点にしていくかというところでございます。

こちらに関しましても、経産省様の議論の中で調達目標というのを示されておりますので——この左下の緑色のところで囲まれている文字ですね、こういったものを参考に、数値のほうを決めていければと思っております。

続いて、

CFPの削減実績の評価期間、あとは比較対象年の設定方法について御説明させていただきます。

できます。

今回、我々の制度としては、一過性ではない継続的な努力を評価していくような仕組みとするために、最低でも4年間の削減率を求めていると考えております。

具体的に申し上げますと、例えば年率X%もしくはY%の削減率を求めるのであれば、評価期間が1から3年であったとしても4Xもしくは4Yの削減率を求めるという形にしてはと考えています。5年以上の評価期間になる場合は、5X、6Xという形で増えていく形になります。

今回この4年分の削減率を求めるということにした背景としましては2つ、主にございまして、これから活動を開始していくような企業もあるかと思いますが、2030年には何かしらの削減をしていただきたいというのが1点目。もう一つは、CFPの削減においては、主な対策として材料置換というのがあるかなと考えていますが、なかなか製品のモデル途中において材料を変えていくというのは、品質の観点においても難しいということも考えられますので、しっかりその製品モデルが切り替わるタイミングにおいては大きなCO₂削減を求めていきたいというところから、4年分を設定させていただいております。

また、比較対象年に関しましては、各企業ごとに活動を開始している時期も異なりますので、こちらは各企業で任意に設定していただけるという形にしてはと考えております。

続いて、新製品の場合のCFPの削減率の評価方法についてでございます。

新製品の場合は比較する対象製品がございませんので、この場合は何かしら仮定のベースラインとなる製品をつくっていただく必要があると考えています。

具体的に申し上げますと、活動量ですとか排出係数は何かしらの仮定をしていただくという必要があるかと思いますが、例えば活動量で申し上げますと、従来の工法と比べて今回の製品の新技术による工法がどうなのかというところですか、あと排出係数であれば、IDEAの係数と1次データを比較してどうなのかとか、こういったところを比較した結果として、先ほどのCFP削減目標値というのをクリアしていれば、しっかり表示をつけていくという形にしてはと考えております。

こちら具体的な製品における評価のイメージでございます。

まずオフィスチェアにおいて、例えばリサイクルアルミみたいなものが使われていて、CFPがY%以上削減されているものに関しましては、さらにGX製品が使われていればゴールドになりますし、またリサイクルアルミの使用率を引き上げてX%以上のCF

P削減ができれば、GX製品でも使われているか否かにかかわらず、ゴールドというような評価になります。

こちらは想定されるFAQですね。ですので、参考までです。

最後、こちらも参考ですけれども、海外で使われている表示制度をここに掲載させていただいております。

以上になります。

【有村座長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明のありました資料3の論点、評価軸の設定、取組熟度の設定、基準年の設定に関しまして、まず私より委員名簿順で指名させていただき、順番に御発言を頂戴する形式としたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、伊坪委員は、先ほど事務局から御説明ありましたように、11時からの御参加ということをお伺っておりますので、谷川委員から1人5分程度を目安に御発言いただければと思います。委員の御発言が一巡した後は、自由討議とさせていただきたいと思います。

それでは、谷川委員、よろしくお願いいたします。

【谷川委員】 谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず検討の進め方として、インセンティブ措置等については、今年度からのモデル実証を踏まえた制度運用に反映とあります。インセンティブ措置等につきましては、脱炭素製品等の需要創出に向け、核となるものです。本制度を設計する上でも可能な限りインセンティブ措置と一体として検討いただきたいと思いますと考えます。

また、本制度は、消費者や需要家に活用されなければ意味をなしません。具体的な検討に当たっては、評価する企業側の視点もさることながら、制度を活用する消費者や需要家の視点を置き去りにすることがないように御留意いただきたいと思います。

評価軸の設定については、CFP削減実績を基本としながらも、GX製品等の使用を評価する評価軸については理解をいたすところです。

ただ、GX製品等の使用による効果がCFP削減率に反映されているケースと、CFP算定ルール上は反映されていないケースがあると考えられます。その点についてはどのように整理されているか、お考えをお伺えればと思います。

取組熟度の設定につきましては、GX率先実行宣言における組織単位の調達目標の閾値

を、本制度における製品単位の調達実績の閾値として適用する案が示されたと理解をいたしました。評価単位の違いを踏まえますと、同じ数値を用いることについては慎重に検討すべきではないかと考えます。

基準年の設定、削減率の設定については、各社の比較対象年の設定に関しては柔軟に許容しつつ、とされています。制度の信頼性や企業間の公平性を確保する観点から、最低限のルールは検討いただければと考えます。

制度の実現に向けた今後の検討事項について、既に国際的なC F P算定ルール、環境ラベル、業界別ガイドライン等が存在すると理解しています。それらと本制度の整合性について検証をぜひお願いいたします。

特に国際的なルール策定の議論が現在進行形で進んでいる場合については、結果として我が国の取組がガラパゴス化することがないように十分御留意をいただきたく思います。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、西尾委員に、よろしくをお願いいたします。

【西尾委員】 西尾でございます。今、谷川委員がおっしゃられたことと重なってしまうところがありますが、3点申し上げたいと思います。

現在、カーボンニュートラル社会の実現に向けてC O₂の見える化にかかわる制度や取組が、ほかの省庁でも民間事業でも、業界団体でも進んでおり、むしろ乱立している状況ですよね。その中で、新たに制度をつくる意義や必要性は何か。それを明確にした上で、信頼性、実用性や実効性を持った、市場を牽引していくような制度となることを強く期待いたします。

その際に、1点目ですが、ほかの省庁で実施している取組を積極的に活用しよう、具体的には経産省さんのG Xリーグの取組を今回の制度では積極的に活用しようという点はよいと思いますが、先ほど谷川委員もおっしゃられましたけれども、G Xリーグの考え方と本制度の物差しや評価基準は整合しているのでしょうか。特にそのG Xリーグを取り入れると加点ポイントになるというようですが、整合性の面で問題はないのでしょうか。それを十分に検討し明示する必要があると考えます。

2点目は、今回新たに構築しようとしている制度や評価基準等は、GHGプロトコルをはじめとする国際標準や基準に準拠しているのでしょうか。

このタイミングでつくるのであれば、国際基準との整合性についても検討すべきだと思います。

資料の最後のほうに、類似のラベル、他国のラベル制度がまとめられていますが、参加企業にとっては、本制度の国際的通用性は重要なインセンティブになると考えます。

3点目は、この制度においては、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、消費者にどんな役割を担ってもらおうと考えているかをいま一度、整理していただきたいと思います。

例えば、算定範囲をCradle to grave、Cradle to gateの双方を対象とするということですが、Cradle to graveの場合には当然、最終消費者の選択や消費、廃棄行動の影響も加味されます。とはいえ実際には、消費者の行動部分はシナリオ設定となるでしょうが、CO2削減に向けてがんばっている企業の商品を積極的に購入するという、いわゆる応援消費の推進に向けた実効性の高い仕組みも設けることも大切となります。その場合、CO2削減効果の大きい商品に価格プレミアムを設けるという仕組みとは相反する可能性があります。したがって、価格プレミアムについては消費者の受容性の観点からも検討が必要だと考えます。冒頭で、局長が制度の信頼性だけでなく実用性も非常に重要であるとおっしゃっていましたが、各ステークホルダーにとっての制度の受容可能性も重視して進める必要があると考えます。

以上でございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、根村委員から御意見、御質問いただければと思います。

【根村委員】 ありがとうございます。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の根村と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま全体について御説明いただきまして、3つの観点から、大体については理解ができたと思いますが、どうなのかなと思うところもございましたので、述べさせていただきます。

まず、評価軸の設定で、大きく2つ挙げられていたかと思います。もう既に委員の先生方から御指摘があったかと思いますが、カーボンフットプリントに関しましては、自社で削減が困難で評価されないことになってしまうということのためにバウンダリを、私からするとですが、理解が足りないのかもしれないんですが、恣意的に変えるというようなことも行われるというのはどうなのかよく分からないというところです。

それから、もう一方の要素でありますGX製品等の使用実績に関しましては、短期的には、この制度は、プレミアム支払い意思が高い需要家を対象にするということなので、そ

れもありなのかなと思いますが、現時点で最終消費者が買えるようなG X製品があるのか、まだまだそこまで時間がかかるのではないかなと感じておりますので、制度として用意していくというぐらいであれば理解はできるのですが、実効性というところに関しましてはいかがなものかというような疑問を抱いております。

同じように、1－c基準年、削減率の算定についてのところでは、新製品に関しては、比較するものがないからということで仮想の従来品を設定するということですが、それをどうやって設定するかといったような難しい問題がまた出てくるのではないかなと思っております。もちろん制度は、つくっても実効性が伴わないとか、難しいということであれば、ある程度行ってから変更するということはあるとは思いますが、最初の設定が非常に重要になってくるかと思っております。時間軸ということも踏まえた上での制度設計ということは非常に大事かと思っておりますので、そこら辺への配慮をお願いしたいと思います。

それから多くの消費者は自分たちがCO₂削減に、直接貢献できる「使用」のところを評価すると思っておりますので、そちらが見える化できているということは大事なポイントになっていくのかなと思いますが、そこはこの制度ではなかなか評価できないような気がします。ほかの様々な制度との整合性とも関わってくるかとは思いますが、どうにか入れ込んでいただけるといいのではないかと感じております。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

続きまして、藤崎委員からコメントいただければと思います。

【藤崎委員】 ありがとうございます。日本環境協会のエコマークの担当をしております藤崎でございます。

御説明にありました評価軸の設定につきましては、グリーンウォッシングにならないということを踏まえた上で、CFPの削減実績とG X製品等の使用による加點評価ということで、そのコンセプトが、制度を利用される方から見ても非常に分かりやすいコンセプトであると感じております。

その上で、私のほうからは3点ほどコメントと御質問にもなるかと思いますが、まず1点目は、先ほど33ページのスライドでもタイの事例が触れていただいておりますが、自分でも少し調べてみますと、CFPの削減率を評価する制度というのが、タイ以外にもイギリス、韓国などにもあるようでございます。

資料を拝見しただけで、私も全部を理解し切れていないかもしれませんが、なかなか公

平な物差しの当て方が難しいなということがありますので、やはりその他の国の削減率を評価する制度、そういったものを、もう既にお調べかもしれませんが、中身を見て、制度自体のフィージビリティや、制度が成功しているかどうかということもあるでしょうし、その中で、どういうものが認定されているかというのを見ていくと、やりやすい製品分野や、その製品分野の特性というものが分かってくるのではないかなと感じたところでございます。

2点目は、先ほどのグリーンウォッシュというところにも少し関係するのですが、御質問になりますが、本制度ではPCRがあるものを対象として想定しているのかどうなのかというところが少し気になったところでございます。というのは、経産省様と環境省様のCFPガイドラインでは、比較が想定される場合には基本的にPCR、製品カテゴリールールがないといけないという論調になっていると思います。機能が違うものなどをうまく比較するためにはやはりPCRが必要だよねという話になっているので、では削減率を見るときには、PCRみたいなものは一切考えなくていいのかというところは、ちょっと自分の中で考えがうまく整理できなかったのも、もしその考え方があれば教えていただきたいと思っております。

同様に、ベースラインの考え方につきましても、新製品でしたら再生材料ありとなしで比較してよいという形になっていましたけれども、LCA学会で出している削減貢献量ガイドラインでは、市場で最も普及している製品などと比較しなさいというルールはあったと思いますので、そういったものとの整合を考える必要があるのかどうかという点も気になったところでございます。

最後3点目は、少し細かいところなのですが、スライドの28の、この4年の削減率を求めるというところに関しましては、私の理解では、新製品または4年の実績があるものだけが対象になるように見えていますが、例えば2年、3年の実績しかないものは対象にならず、新製品だったらよいというふうになってしまわないのかというのが少し気になったところです。あと、20ページ辺りで例示されていた、詰め替えの洗剤の容器みたいなものは、これは材料を変えるというだけのもので、消費財であると思うのですが、例えば、自動車などですと、PCRでは10万キロ走らせてみて、燃料消費も含めたCFPで比べるというものだと思います。消費財みたいなものと耐久財みたいなものとで、この4年というものをどういうふう考えたらいいいのかというところで、ちょっと私の中ではつきり理解できなかったのも、その辺についても、もしお考えがあれば、お聞かせいただ

けると大変ありがたく思います。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

各委員の方、コメントありがとうございました。

今現在、伊坪委員が入られていないということなので、事務局に各委員からの御発言を踏まえて回答をお願いしたいと思います。その前に、私も1点、質問を追加させていただきます。

少し先の話なのかもしれませんが、製品の開発サイクルと、今回のこの制度との整合性みたいなものというので何かずれが生じて問題が起こるようなことはないのでしょうか。もし、そのあたりで検討されていることがもしあれば、御説明いただければと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

【小野室長】 コメントありがとうございました。順番に御説明させていただきたいと思います。

まず、谷川委員から御指摘いただきました、GX製品による効果がCFPに反映されるケースとそうでないケースがあるのではないかとこの辺りですね。この辺り、ほかの質問の中とも関連しますが、GHGプロトコルはじめ国際基準というのが、やっぱり日々変わっていつてしまっていると。直近でいうと27年ぐらいに変わってしまうということもございますので、なかなか今の段階で、これをずっと使い続けますというルールをつくるのが難しいかなと思っています。

これに関しては、例えばこのX%、Y%の設定もそうですけれども、例えば現時点では、先ほどお話しさせていただいたとおり、年率2.5%の削減も非常に企業、業界によっては難しいというところもあるかと思いますが、これが今後はルールが変わってくれば、2.5%が実は難しくないということも起こり得る可能性もあることを踏まえると、なかなか今回ここで決めたことが、ずっと使っていけるというものにしていくというのは難しいかなと思っています。

ですので、制度開始としては、まず一旦、この形でスタートをさせていただいて、状況に応じて、この辺りの考え方というのは見直しをしていく必要があるかなと考えております。

あと基準年、これ企業間の公平性についてというところですが、こちらをやっぱ

り同様で、例えば年率2.5%であったり年率4.2%みたいな形で、毎年一定量減らしていきなさいとかということに関しましては、恐らく現状のGHGプロトコルベースでは難しいのかなと。要は、削減が進めば進むほど、同じ量を減らすことが非常に難易度が高くなってくるので、そこで不公平性が出てくるというのはあるかなと思っています。

こちら、やっぱり全ての製品ですとか全ての企業を鑑みた場合に、どこでも公平に使えるような、しかも実効性があるような制度としてつくっていくというのは非常に難易度が高いということもございますので、まずは冒頭申し上げたとおり、27年から少しずつ一部の対象製品群にアプライしていきながら、その中で変えていかなきゃいけない部分が出てくるかなとは思っております。

そういう意味ではお答えになっていない可能性もありますが、どうしてもトライアンドエラーで進めていく部分ということも必要なかなとは考えております。

あと消費者にどのような役割を担っていただくのかということに関しましては、まずはやっぱり消費者の方には、脱炭素に対する価値というか、なかなか脱炭素って、健康食品等と違って、優先順位が上がってこないところではありますが、その意識啓発をすることによって、少なくとも2つの製品で悩んだときには脱炭素製品を選んでもらうみたいな、そういったようなところを推進していく必要はあるのかなとは思っております。

冒頭申し上げたんですけれども確におっしゃるとおり、今、現状、この脱炭素製品の価格の上がり方というのが、かなり大きい可能性もあるかなということにはちょっと懸念をしております、今回のこの環境プレミアムといいますか、これだけで解決することはないと思っているんですね。

なので、先ほど申し上げたとおり、バリューチェーン内での取組というのをしっかり推進することによって、この価格差をバリューチェーンの中で吸収する部分ということも必要だと思いますし、そこで吸収し切れない部分はバリューチェーンの外でどうやってサポートしていけるのかということも考えることが必要かなと思っていまして、現状やっぱり、この対策進めれば全て解決するのではないかというのを見極めるということも非常に難しいかなと思っています。

なので、現状はあらゆる方向性から取組を進めておいて、どこまでできるのか。それによつては、例えばグリーン製品であったとしても、100%置き換えというのはやっぱり難しく、最初は10%20%から切り替えていくとか、そういうことを進めながら少しずつ進めていく必要もあるかもしれませんし、ちょっとその辺りも含めて、先ほど申し上

げたとおり、トライアンドエラーを少しずつ進めながら、我々としても、あらゆる手段で脱炭素製品の普及というのを図っていきたいと考えております。

あとは、そうですね、PCRがあるものを想定されているのかというところに関しては、これはある程度PCRは必要かなと思っています。やはり公平性の観点で、必ずしも全く同じになるかどうかというのは難しいところもありますけれども、ある程度やっぱ基準を合わせていく必要はあるかとは思っていますので、PCRがあるような業界のものを想定していきたいと思っています。

今回ある程度、シルバー、ゴールドみたいな形で、生の数字をそのまま出すわけではないので、そこで多少の計算の前提の差が出てしまうところに関しては吸収できる分もあるかなと思っていますので、この辺りも少しずつトライしながら問題点を見極めていきたいと考えております。

あと4年の削減率のところですかね、に関しましては、これ4年の実績がないと対象にならないということは考えておらず、例えば昨年度との比較をしますという、これ1年しかありませんが、1年であったとしても、例えば年率1%の削減率を求めるのであれば、4%削減されていないと表示はつけませんという形にしたいと思っています。

これ、ちょっと繰り返しになってしまいますが、先ほど申し上げたとおり、やはり材料置換みたいなことを考えた場合、どうしてもモデル途中でその材料を変えていくということとは多分、企業さんにとっては難しいところもあるかなと思っていますので、しっかりそういうふうモデルを変えるときには、大きなCO₂削減を求めていきたいということから、4年間というのを求めているところでございます。

あとは開発サイクルと評価期間の整合については、おっしゃるとおり、これ、いろんな製品ございますので、この整合が取れているかどうかとかというのを今後見極めていく必要はあるかなと思っていますので、その辺りも含めて、本日様々なオブザーバーの方にも御参加いただいておりますので、御意見いただければと思っています。

一旦、そうですね、一応それぐらいで、おおむね御回答できているかなと思っています。

【有村座長】 ありがとうございました。

一応これで委員の方の御発言は一巡しましたけれども、さらに御発言を希望される委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

もし御発言を御希望の方は、ネームプレート立てていただきますでしょうか。オンライ

ンで御参加のという方は、挙手ボタンでお願いします。今は伊坪先生、まだいらしていませんよね。もう少し、伊坪先生が御参加されるまでは時間があると思うので、取りあえず、こちらにいらっしゃる先生方というところです。

根村先生、よろしくお願いします。

【根村委員】 すみません。先ほど申し上げるのを失念してしまいましたので、1点追加させてください。

製品とサービスと両方を評価されるということかと思っておりますが、サービスについてどういうふうの評価していくことに、この制度としてなるかという部分が理解できなかったもので、補足で御説明いただけると大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【有村座長】 ほかの委員の方はよろしいでしょうかね。

それでは、取りあえず今の御質問に関して、小野室長からお願いします。

【小野室長】 ありがとうございます。サービスとかだといろんなサービスあるかなと思ってはいますが、先ほどのケースでいくと、SAFを使ったフライトみたいなものもそうだと思いますし、例えば今後、電動車使った宅配とか、あとはシェアカーとかレンタカーとかも電気自動車を使ったようなものとか、いろんなものが考えられるかなとは思っています。

いずれにしろ、やっぱり燃料が高くなったりですとか、あと機材自体が高くなるとかということはあるかと思しますので、そういったところに対して、何かしらの評価をしながら、そのサービス単独のCFPというんですかね、を評価しながら、そこにひもづくようなインセンティブ等も考えていく必要があるかなとは思っております。

すみません。御回答になっていますでしょうか。

【根村委員】 ありがとうございます。そうしますと、2つ評価軸があったかと思いますが、サービス分野でのGX製品の加点はあまりないですか。

【小野室長】 そうですね。そういう意味では、例えばSAFを使ったフライトみたいなものであれば、SAF自体がGX製品の対象になりますし、例えば電気自動車を使った宅配ですとか、レンタカーみたいなものであれば、電気自動車自体がGX製品の対象にはなっておりますので、こういったものを評価するという形にはなってくるかなと思っています。

【有村座長】 根村委員、よろしいでしょうか。

【根村委員】 はい。

【有村座長】 ありがとうございました。

ほかの委員の方は、追加の御発言ないでしょうか。

ないようでしたら、私からも簡単にコメント、質問というよりはコメントをさせていただきます。政府全体で、GX-E T Sはじめ、供給サイドとか大企業の取組が進んでいく中で、中小企業は、その中に対象に入っていないとか、あるいは最終消費者までカバーできていないというところがあります。そういった意味では、ここの検討会というのは非常に重要な役割を果たすところだと理解しております。

それで、私は、専門が環境経済学ですので、環境経済的に言いますと、環境にお金を支払うべきなのに支払っていないから問題が起きるのだというのが環境経済学の考え方です。消費者の方も最終的には環境に対して支払いをしていただくというのが実は基本中の基本なというところがありまして、そういったところに関して、まず、そもそも御理解をいただくというのも大事なのかなと、環境経済学者としては思うというところが1点です。

それから、多くの委員の方が言われた御意見にすごく賛同するところがあります。そのうち幾つか申し上げますと、国際ルールとの整合性、それから先行している取組との整合性というのは非常に重要なのかなと思いました。これまで取り組まれてきた事業者の方、業界団体の取組とあまり矛盾しないような形でやるというのはとても大事だろうなと思っております。

また、国際的にみてガラパゴス化しないというところもとても大事ななというところが非常に重要ななと思いました。

それと、根村委員がおっしゃった、実は消費者がそれを使って環境負荷を下げたいとなるというか、消費者が何が貢献できるかというのも明らかにするというのも実はとても大事な視点なのだなと、勉強になりました。

それから、プラクティカルな面でいうと、原理原則は考えることができて、実際に数値を決めるというところが非常に大変な作業になると想像しております。そのときに、評価がある程度ばらつきがちゃんと生じて、非常にすばらしい製品・サービスから、もうちょっと頑張ってもらいたい製品・サービスというような、評価がちゃんと分かれるということも大事なのかなと。それで消費者が選択できるというような形で、いろいろ制度をつくっていくということも、制度の実効性という意味では大事なのではないかなと思いました。

それから、環境省の取組では自治体のグリーン調達促進といのがあると思います。どこ

かの資料にもありましたが、政府も実は非常に大きな消費者である点も重要だと思います。それで、いわゆる国の政府だけではなくて、地方自治体というのも非常に大きな消費者であると思います。ここがやはりいろんなグリーンな環境プレミアムの製品を使っていたら、ということが全体の需要を増やすということに非常に大きな役割を果たすと、果たせると理解しています。

実は地方自治体のグリーン調達促進に関しては、環境省さんが中心になって既にいろいろ取り組まれています。ただ、グリーン調達というのは、そもそも最初にできたときに、恐らく廃棄物問題が喫緊の課題で、それを意識したルールづくりがされてきて、そのときに、一気に盛り上がって、いろんな自治体に取り組まれたと理解しています。

しかし、ここに来て、サーキュラーエコノミーとか循環経済だけではなくて、脱炭素においても、グリーン調達の中において非常に重要な役割を果たすタイミングになってきたのではないのかなと私自身は考えています。

この検討会の外ではあると思いますけれども、ここで作った制度が、そういったところで使っていただきたい、使いやすい制度になる、あるいは何かきっかけとか制度みたいなものが、この後できるといいのかなと考えていたところです。

それで、伊坪委員はまだお見えにならないということですので、本日御出席のオブザーバー団体の皆様から、御発言御希望があれば、その旨、表示していただきたいと思います。

オンラインの方は挙手ボタンをクリックしていただきます。会場参加の方はネームプレートを立てていただくか、あるいは挙手していただくという形で対応したいと思います。

オブザーバーの方々、いかがでしょうか。プレートが見えないので、すみません。どちらでしょうか。分かりました。

それでは今手を挙げた順番ということで事務局からありまして、1番に日本鉄鋼連盟様、2番に日本化学工業協会様、3番に石油連盟様という順番で御意見いただければと思います。

【日本鉄鋼連盟】 日本鉄鋼連盟の堂野前でございます。本日はどうもありがとうございます。様々御検討いただいております、本当にありがたく思っております。

鉄鋼業界としては、我々最終消費者に直接ではないですが、まさにGX製品を使っているところで、この取組について非常に興味を持っているところでございますが、我々が既に取り組んでおりますGXスチール、非常に価格が上がります、投資が非常に大きい、それからOPEXも上がりますので、それを最終的に価値があるというこ

とを消費者に分かるように表示をしていただくということがすごく大事だろうと思っています。

既に政府からは、グリーン購入法ですとか、それから様々公共調達に関して初期需要を喚起していただくということをしていただいているわけですが、一方で、先ほども述べましたが、2030年に効果を発現する時間軸で1兆円を超えるような投資を業界として行っているものですので、非常に、ある意味、足が短いといえますか、早めに需要喚起の効果を発現していただけるとということが非常に大事でございます。

多分、一般の消費者の方々には多少なりとも高い買物をしていただくということがどうしても必要になってくると思っておりますので、そのGX製品を使うということの評価のところは、間口を広げていただけているということは非常にありがたいですが、逆に、今日も議論になりましたように、CFPの算定のところとか、かなり難しい話になると思いますので、そこを厳密にやり始めると多分この制度をほとんど機能できないのではないかと、少し懸念しているところでございまして、もちろん信頼性と実用性、実効性のトレードオフかとは思いますが、2030年までの早い時期に効果発現できるようところを目指していただけると非常にありがたいと思います。

特に途中でお話のございました普及啓発とインセンティブの付与のところですね。表示が確かに適正になされるというところはもちろん入り口ではございますけれども、多分それだけではお客様、なかなか高い買物をしていただけないと思いますので、これ具体的にお客さんが高い買物をしていただけるように、その表示の在り方ですとか、あとそれを取り巻く制度ですとか、その辺りの仕組みについても、次回以降、ぜひ議論していただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、長くなりました。

【有村座長】 御発言ありがとうございました。

続きまして、日本化学工業協会様からお願いいたします。

【日本化学工業協会】 ありがとうございます。日本化学工業協会、藤井でございます。

ある一定期間における削減率で見ると今まで努力していなかったところが大きく削減しているように見えて、それ以前に削減を努力していた企業との不公平感をどう配慮するかが重要です。

ですから、前回の会議でも発言しましたが、削減に向けた取組の工夫や努力について定

性的に訴求して消費者の共感を得るストーリーブランディングのような取り組みも定量的な数値と合わせて伝えて行くことが消費者の行動変容に繋げるアピールとしては有効ではないかと考えています。

また、排出量の大きな自動車と、それから文房具や生活用品のような単体での排出量が小さいものと同じようにGHG削減率として一元的に比較する取り組みにしてしまうのは気候変動対策の取り組みへの優先度を見誤らせる危険もあります。もちろん消費者行動変容に向けての意識づけという側面はありますが、そこはなおのこと数字ではなくストーリーで訴求すべきものなのではないでしょうか。

もう一つ、29ページにベースライン、新製品として、プラスチックをバイオマスプラスチックに置き換える例が出ていましたが、今後の大きな流れとしては、むしろプラスチックをまた天然素材に戻す形での製品開発が進むのではないかと考えています。我々もプラスチックでなくても済むところをプラスチック使っていただくよりは、天然素材で満足できるところは天然素材を活用頂くといった動きをうまく引き起こすことで、プラスチックでないと提供できない用途に我々の資源配分を強化して行き、量としての需要は減るけれども単位生産量あたりのプラスチックの付加価値はむしろ増えることで我々のGHG排出量を減らしつつビジネスを拡大して行くことを考えております。そういった意味で何が何でも化学の新素材を開発・普及させるのではなく、戦略的に気候変動対策とビジネスの両立を考えているのだということをご配慮頂けますと有難く存じます。

私どもからは以上でございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

お待たせしました。石油連盟様に御発言いただきたいと思います。

【石油連盟】 ありがとうございます。ちょっと質問ということで、すみません、意見というわけではないですけれども、当たり前のことなのかもしれませんが、私ども石油業界でGXに向けてというところはSAFが一番、今のターゲット、最初のターゲットになってくるかと思うのですけれども、定航協さんもうらっしゃるのであれですけど、このSAFって輸入品というソリューションもあり得て、その中では、今回の2つの軸というところでは、当然、輸入SAFはGXではないのではないかなと思うので、加点の部分はないけれども、航空サービスさんで全体のCFPと見た場合は当然削減となると。これは石油会社も当然、輸入してくるケースもあり得るかもしれませんが、最近はもちろんそれが主眼ではありますけど、そういった認識でいいでしょうか。つまり、差は、そのGX

部分だけがあるかな。

もちろん元のSAF自体の削減というのが差はあると思いますし、輸送距離とかそういったところ含めてあるかと思うので、その差はあると思いますが、外形的なところとしては、そういった認識でよろしいでしょうかという質問が一つです。

もう一つは、私どももう一つ、E10とか、バイオエタノールにも取り組んでいこうということで今やっていますが、これ、実は既存のガソリンと完全なコンパチビリティがない。つまり、対応車にしか入れられないというところがあって、その意味で、この新製品のところの整理でいいのかどうか分かりませんが、このベースライン製品というものが、そのコンパチビリティが完全になかったとしても、ガソリン対比みたいな形で考えられるのかどうかという、すみません、すごくローレベルな質問で恐縮ですが、その辺りの整理、既にできているようでしたら、あるいは案あるようでしたら教えていただければと思います。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございます。

続きまして、電機・電子温暖化対策連絡会様、お願いします。

【電機・電子温暖化対策連絡会】 ありがとうございます。

私どもも資料を拝見し、内部でも検討いたしました。本制度は仕組みとしてかなり実験的な要素が多いという点は、率直に申し上げて否めないと考えております。今後進めていく上では、先ほどから議論されている評価基準の設定、PCRの扱い、また削減率の考え方など、様々な論点があると思います。特に、製品のCFPが線形に減少していくという前提は、必ずしも現実に即していないのではないかと感じています。製品の場合、基本的にはモデルチェンジのタイミングで技術や材料の変更があり、その結果として削減が生じるものです。SBTiのような考え方は、会社や企業グループ全体の目標としては成り立つ面があると思いますが、個別製品にそのまま当てはめることは難しいのではないかと考えます。その意味で、本制度には一定程度、実験的な側面があるものと認識しております。

もう一点、サプライチェーン、バリューチェーンを通じて製品がつくられていく中で、脱炭素価値が移転されていくという考え方は理解できます。ただし、最終的に製品が市場に出て、消費者が購入する段階、特にコンシューマー製品の場合に、その価値を価格に転嫁できるのかという点には大きな課題があると思います。鉄連さんからも御

指摘がありましたが、現在のように物価高の状況では、消費者が追加的な負担を受け入れて購入に動くことは、非常に難しいのではないかと感じています。

例えば、省エネ型の家電製品であれば、トップランナー制度や省エネラベルがあり、エアコンなどでは五つ星、四つ星といった表示を見て購入した場合、実際に使用時の電気代が下がるという実感があります。そのため、消費者にとって購入の納得感があり、制度の信頼性も保たれやすいと思います。

一方で、CFPについて、4年間の改善率や削減率が示されたとしても、消費者にとって直接的な実感が得られにくい面があります。したがって、最終需要につなげる部分をどのように設計するかが重要だと思います。先ほど、インセンティブについては別途検討するとのお話もありましたが、表示制度とそうした施策が一体になれば、制度のための制度にとどまり、実装までつなげることは難しいのではないかと考えます。

また、リサイクルについても御説明がありました。家電分野では家電リサイクル法があり、メーカーが一定の義務を負う一方で、リサイクル料金については一般消費者にも負担いただいています。先ほど消費者の役割についての議論もありましたが、こうした費用や役割の分担、いわゆるシェアリングの考え方も、今後の検討において参考になり得るのではないかと思います。

いずれにしても、本制度はかなり実験的な性格を有するものと考えます。実施可能な分野から検討していくことはあるのかもしれませんが、いきなり様々な製品・分野でヨーイドンではなかなかできそうもないので、その辺り制度設計は慎重に考えていかざるを得ないかなと思います。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

この後、The Consumer Goods Forumの方に御発言いただき、その後にオンラインのほうに移りたいと思います。伊坪委員も入られたということで、伊坪委員と、ジャパンサステナブルファッションアライアンスのほうに行きます。まず、The Consumer Goods Forumの方、お願いします。

【The Consumer Goods Forum】 The Consumer Goods Forumの北村と申します。詳細はこれからかと思いますが、冒頭あったグレードが星1つ、2つ、あるいはシルバー、ゴールド、そしてそれがないという、大きく言うと3段階ぐらいだと思うのですが、

こういう区分表示は、シンプルで、対消費者的には分かりやすい。言い換えると、選びやすいという可能性は一定あると考えます。

私が所属するThe Consumer Goods Forumは、まさに名前のとおり、小売企業と消費財メーカーの連合体なので、今日のお話聞くと、やはり、スーパー等の店頭ではどのように見えるか？ということをまず、イメージします。

例えば飲料製品、日雑製品などカテゴリー別の売場で、そういったシンプルな環境価値表示があれば、これ大事ですけど、価格との綱引きはあるものの、購買選択の一助になる可能性はあると思います。

実際、C G Fでも店頭実験をしましたが、環境価値訴求をした製品購入客のアンケートで、製品それぞれに環境情報はあった方がいい。ただこれがすぐに購買につながるかどうかまでは検証できていませんが、こういう声が想定以上多かったということもあったので、今回の検討の方向性についてはポジティブに見守っていきたいと考えています。

ただ、その際には、やっぱり評価基準が大事になります。先ほど藤井先生もおっしゃったと思いますけれども、同じカテゴリーでも、早くから取り組んできたメーカーもあれば、最近始めた企業もある。そういった取組の差異がきちんとそれに報われることが望ましいし、私の前の方がおっしゃったように、削減が線形的にきれいに進むのかという課題の難しさも一定あると思われます。

あと、今回のように表示区分がシンプルですと、教育にも援用できるのではないかと思います。小学校の探究学習でも環境軸のコンテンツはニーズが高いです。また、児童から親への波及効果というのも可能性として期待できるかもしれません。

冒頭、西尾委員からお話がありましたけれども、表示は今いろいろあって、評価軸もいろいろあると。結果、たくさんあって選びにくい。言い換えると、それは、せっかくの環境情報も、多すぎるがため、消費者は情報処理を止めてしまう可能性があります。

そういう背景を含め、今回の取組がメジャーな評価、表示になっていくのであれば大変興味深いですし、むしろこの取組の先々についても気になるところです。

以上です。

【有村座長】 ありがとうございました。

それでは、オンラインのほうに移りたいと思います
まず伊坪委員、伊坪先生、いらっしゃいますか。よろしくお願いします。

【伊坪委員】 どうもすみません。伊坪です。今日は会場で参加できずに大変申し訳ご

ざいません。

今日、途中から参加しておりまして、資料についての御説明は、事前にいただいた内容をベースにコメントをさせていただければと思っております。

評価軸の部分で、まずC F Pと、あと加点要素としてG X製品の使用についての実績ベースで、2つのアプローチを融合しながら認証を考えていくというのは、僕自身は適切なアプローチであろうと思っております。

例えば電池規則のような、欧州の中でもC F Pのまずは提示があって、そこから順次、その定量情報をベースにしてグレード分けをして、さらには、以降は上市できるかどうかの要件にまでしていくと。そういうことを一方でヨーロッパもやっている中で、日本としても、こういう定量情報の信頼性が上がってきているというところの認識に立てば、この表示というところからもう一つグレード、使い方のアプローチを上げて、その定量情報を基に認証をしていくというところは、僕はいいプロセスかなと考えております。

そうはいつでも、その定量情報のみで全てが語れるほどではないので、そこで加点要素という観点で補っていきましょと、そういうコンセプトかと認識をしておりますので、これは定量情報をよく使いながら、一方で課題についてどう補っていくというところを合わせてやるというアプローチは、僕は適切であろうと思っています。

その上でなんですが、まずC F P自体が当然きちんと図られるということが一つ要件になるということと、あとC F P自体が全ての影響を図っているわけではないというところのここの前提をきちんと認識をしておくということが重要で、1つ目の要件としては、まず、やはりルールを決めないといけないだろうと思います。あまり厳しいルールをつくり過ぎると、今度は算定のエフォートが上がり過ぎる。一方で、ないと、ある意味、この信頼性が揺らぐということで、ちょっとそのバランスをどうするかというところが一つ大きなポイントかなと思いますということと、実際にルールをつくって評価する対象、製品ごとの場合と製品群レベルで見た場合によって、そのアプローチと、その実行にかかる時間等も変わってくるかと思しますので、ここら辺の設計についても併せて検討する必要がありますかと思っています。

あと、C F P自体が、あくまで気候変動に関する定量情報であるということで、そこには資源とか、もしくは生態影響とか、そういったところについては十分表現できるということではないので、ほかの影響についても、これは定量化は難しいということで考えれば、定性的でもいいので、ほかの影響を挙げることがないというところは確認をした上で、C

F Pについて見ていくということかと思います。

これは御承知のとおり、欧州のタクソノミーでも行われていることですので、併せて日本の中でも実装するということであれば、C F P以外の影響についての定性的なチェックというところも合わせていただきたいと思います。

あともう一つ、C F Pの論点としては、これバリューチェーンの評価になりますので、なので、国内と海外も合わせて排出をしているということになります。日本の国策としては、もちろん気候変動全体を削減するという意味では海外の影響も削減することによって貢献するのは非常に重要ですけど、日本国内の環境負荷削減という観点で寄与するものをどう扱うかというところも一つ論点かと思っています。

あと、ほかもありましたけど、ちょっと忘れました。また気づいたところがあれば申し上げたいと思いますが、まず、この評価軸については以上、コメントとして申し上げたいと思います。一旦これぐらいにさせていただければと思います。ありがとうございます。

【有村座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、大変お待たせしました、オンラインのジャパンサステナブルファッションアライアンスから御意見いただければと思います。よろしくお願いします。

【ジャパンサステナブルファッションアライアンス】 ありがとうございます。ジャパンサステナブルファッションアライアンスで現在、共同代表の1社として参加しておりますユニテッドアローズの玉井と申します。御発言の機会いただきまして、ありがとうございます。

我々はファッションのサプライヤー企業を中心に、原材料メーカー様から小売事業者まで、業種を超えて所属しております。脱炭素、それから資源循環型のファッションを目指して活動している業界団体となります。

本日御議論されている事項につきまして、ファッションアパレル製品の特徴であったり、それから業界の現状についてちょっと御紹介を差し上げながら、3点ほどコメントをさせていただきましたらと思っております。

まずアパレル製品の特徴でございますけれども、数年単位で大きなモデルチェンジが行われるような、そういった性質はございませんで、1年あるいは半年単位で小さなモデルチェンジ、デザイン変更や素材変更というのが行われる性質がございます。

そういった背景もございまして、現状業界では、アパレル製品のそのCO₂削減というところは進んでいる状況ではあるものの、C F Pの算定化というのは途上段階であるかなと

というような認識がございます。

そういった背景から、今、評価軸のお話ございましたけれども、C F P 算定、削減率というところがベースになるというのは、その業界内の実用性といった側面から、やや不安が残ってしまうというのが正直なところでございます。

ですので、C F P のその範囲、適用範囲、それから詳細な算定設計みたいなところは、業界のルール、ガイドラインで柔軟に、業界の状況に応じて設けることができるというような、そんな設定はぜひお願いしたいなと思っております。

最後、3点目として、実効性の部分になってきますけれども、先ほどお話もございましたが、最終的には生活者の方々も参加していただくことで、ようやく完結するお取組かと思っております。ですので、割高な環境プレミアム製品というところを選ぶ、その最初の一步を踏み出しやすいインセンティブ、恐らく経済的なインセンティブというところが最も効果があると考えますけれども、そちらについてもぜひ併せて御検討をお願いしたいなという、以上3点コメントをさせていただきます。ありがとうございます。

【有村座長】 ありがとうございます。

それでは、各オブザーバーからの発言、それから伊坪委員の踏まえて、事務局より御回答をお願いしたいと思います。

【小野室長】 様々なコメントありがとうございました。

まず、御質問あった点でいきますと、E 1 0 とかの問題ですけれども、これベース製品としてどうするのかというところに関しましては、まずはガソリンとの比較でもいいかなと思っておりますが、これ何をベースラインにするかとかというのは、ちょっと都度、理由を明確にさせていただきながら検討していく必要があるかなとは思っています。なので、ちょっと今私がぱっと聞いたところでは、ガソリンとの比較でもいいかなと思いますけれども、この実際の運用に当たっては、しっかり議論しながら決めていければと思っております。

あとは、C F P の算定ですね。これへの懸念というのが幾つか、鉄連さんですとか、あと J S F A さんであったりとか、いろいろと御指摘いただいたかなとは思っています。

C F P の算定に関しましては、やっぱり少し楽にしていくような手段というのが必要かなと思っていまして、これ例えばデジタル化で簡略化していくというところもあると思いますし、ルールのところで、シナリオ設定とかをなるべくこうすることによって簡略化するところもあるかと思しますので、その辺りは各業界ごとに、こういった形が一番負担が

少なくなるのかということ、あるいは、これC F P自体は、例えばC B A Mとか、欧州への輸出とかに関しても使われるものですので、そこでの運用も鑑みたときに、どういうところにバランス取るのがいいのかということについて、その辺りは検討いただきながら進めていければと思っております。

あとは、不公平感のところですかね。これ確かにおっしゃることは非常に私も懸念はしております、先ほどもちょっと申し上げましたが、やっぱり線形でC O₂が下がっていくというのはなかなか難しいところもありますので、これを年率何%という形で設定していくのか、複利みたいな形でだんだん目標を年率、例えば最初は4%ぐらい求めるけど、だんだん2%とかみみたいな形で落としていくというようなやり方もあるのかもしれないし、その辺りはもう少し様子見ながら議論させていただきたいなとは思っております。

あとは、先ほどちょっとおっしゃっていただいた、1年ごとで製品変わってしまうとかというところもあったかと思しますので、この辺りもやっぱりおっしゃるとおり、今日も様々な業界の方参加していただいている、恐らく多分、製品群ごとにいろいろ状況違うと思います。なので、それを一くりにルール化するということが本当にできるのか。

我々としては、やっぱり運用面考えると、なるべく個別のルールはつくりたくないというところはある一方で、とはいえ、実効性考えると、なかなか一くりにして縛るのが難しいとかということのも理解はするところではございますので、その辺りも含めて、今後様々な御意見いただきながら、業界ごとに認めていく、緩和していく部分と、全業界共通でしっかりルール化していく部分というのをちょっと整理しながら、しっかり運用のほうに反映していきたいなとは思っております。

あとはインセンティブですかね。経済的なインセンティブのところは皆さんおっしゃるとおりかなと思っております、なかなかやっぱり高価になった製品に対して従来どおりの売上げが上げられるのかというのは、企業の方は多分懸念されるところなのかなと思いますので、我々も、この制度の検討と併せて販売実証みたいなものを今進めているところでして、その中で効果的な脱炭素製品の訴求方法ですとか、あとは効果的なインセンティブ、その辺りも今、検証しようとしているところでございますので、そこセットで、今後、運用のほうにのせていきたいと考えております。

本当に様々な課題があるというのは理解はしているところでございますが、少しずつ進めていくことが重要かなと思っております、先ほど冒頭でも申し上げたのですが、やっぱり一つの対策で全てが解決するということはないとは思っています。なので、我々

としてもやっぱり様々な、ここで議論している以外のことも含めて、様々な今、取組進めているところでございまして、バリューチェーンの中で、しっかりこの価格アップ分を吸収していくという仕組みをつくっていかなきゃいけないと思いますし、今回はまさに、どちらかという、バリューチェーンの外からもインセンティブ持ってくるとかみたいな形もあり得るのかもしれないですけども、そういったところもあるかと思いますが、網羅的にしっかり対策のほう進めていきたいと考えております。

【有村座長】 ありがとうございます。

オンラインで御参加の経済産業省様からコメントいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【経済産業省】 経済産業省環境経済室の大原と申します。コメントだけでも、本日御検討いただいている内容の中でG Xの率先実行宣言についても取り上げていただいて、経済産業省としては大変ありがたい話だと受け止めてございます。

有村先生にも多大な御尽力いただいておりますけれども、G X-E T S、今年度から開始いたしまして、まさに供給側の取組が進展していくということが想定されますので、それを前提に、このG X率先実行宣言という取組を活用して、製品・サービスの初期需要の創出を何とか後押しできないかということを考えて、いろいろと検討してございます。

他方で、経産省の率先実行宣言の取組というのは、供給側の取組を受けて需要を創出するというところでございますので、B t o Bの部分になりがちというところもございますが、G X製品・サービスの市場での評価という意味では、最終消費者の方までしっかりG X価値をつないでいくというのが非常に重要になっていくと認識してございまして、まさにここで御検討いただいているようなB t o Cの取組との連携というのが非常に重要になってくると、我々の検討会のほうでも、そういうような話が出てございます。

なので、引き続き連携させていただきながら、なかなかその価値をどう反映するかというのは難しい課題ではありますが、いろいろと試行錯誤しながら進めていければと考えてございます。

以上です。

【有村座長】 大原さん、ありがとうございます。

それでは、最後に御発言の希望のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。伊坪先生、さっき何かちょっと言い残したような、まだ何かあるような感じのニュアンスの発言でしたけれども、もし何かあれば、思い出していれば、また御発言いただきたいと思います。

【伊坪委員】 すみません。どうもありがとうございます。今回は、どう評価するのかというところとその考え方についての整理が主であったと認識をしていますけど、最終消費者の認知というのをどう考えていく、どう理解していくのかというところの調査と、あと最終消費者がその情報をどう受け止めて、どう行動変容していくのかというところ、ここ、どう促していくのかといったあたりの議論が重要かなとも思っています、LCAの中でも、よく最終消費者の消費者需要性とかという検討とかも行われてはいるんですけれども、そういったところの関わりとか、あと市民科学とLCAとの関わりというところについての検討とかも行われてはいるので、こういう情報とかいうのをどう政策のほうに生かしていくのかというところの切り口もあるかなと思っています。

定量情報はなかなか理解が難しいと思いますけど、科学的なエビデンスを高めるという形で使って、情報としてはなるべくシンプルにするということで、消費者の理解を高めつつ、それが行動に変わるという、ここの部分のハードルが、この組み方でうまく消費者に伝わるかというあたりについての検証ができるといいかなと思っています。ありがとうございます。

【有村座長】 ありがとうございます。確かに消費者にどう届けられるかというところは非常に大きな課題だというのは最終的なポイントだと思います。ありがとうございます。

一応これで本日の委員からの御発言は終了ということでさせていただきたいと思います。

あります。杉井課長、よろしくお願いします。

【杉井課長】 すみません。地球温暖化対策課長の杉井でございます。1点、全体を通して、補足をさせていただきます。

先ほども小野のほうからお話をさせていただいたように、今回の制度、B to Cとして、いかにしてこの取組をつなげていくかというところのかなり難易度が高い、委員の方々からも非常に難しい部分あるけれどもという話もいただきましたけど、それをつなげていくための考え方をいかにして整理をさせていただいて、まずはトライをさせていただきたいという部分がございます。

そういう意味で、当然ながら、先ほども小野も話したように、商品群とか、物によって、かなり考え方とか、立てつけが違うというものもありますので、必ずしも、全部一律にできるかという、そうではないというところもある中で、一旦全部を俯瞰して、全部に通用するというのはなかなか難しい部分はあるとは我々も思っていますので、先行できてい

るもの、あとは消費者に伝わりやすいものという部分も含めて、まずトライをしていくということが必要なのかなとは思っています。

ただ、一方で、先ほどから業界団体の方からもありましたように、かなりの近々のスパンの中で取組が進んでいるものをどう受け止めて反映していくか。これは一方で上流製品が多いので、非常に消費者にとって分かりにくい部分もあるので、そういったものをどう伝えていくかという部分もあるので、今回GX製品という基軸を入れたのは、そういった部分もあります。

なので、そこら辺、消費者の目線に立ってみると非常に分かりづらいというところもある中で、まずは全体の考え方、今日御説明いただいた部分も踏まえて、今日いただいた意見も踏まえて整理は必要だとは思っていますけれども、それも踏まえて、少しトライをさせていただきながら、いきなりもうこういうラベルです、この標準です、これでもう全部いくんですという形ではちょっと難しい部分もあるかと思いますので、そこは少しチャレンジをしたいと思っています。

また一方で、それだけではないという部分はまさにそのとおりでありまして、価格がすぐに下がるわけではないという部分も御指摘などところがあるので、そういった中で、ちゃんと消費者に需要をいただくというためには、いろいろなインセンティブも重要ですし、制度的な部分も重要ですので、そういったものも考えていかなきゃいけないと思っています。それはまた、この表示制度を一つ、一旦離陸をさせた後、引き続き検討が必要だとは思っております。

ただ、次回以降、その部分も含めて、ちょっとしたロードマップ的なものはしっかりお示しをしたいとは考えているところでございます。

すみません、補足でした。

【有村座長】 杉井課長、ありがとうございました。まさにできるところからやっていくというようなところもあるのかなと思いました。

なお、本日御出席がかなわなかったオブザーバー団体におかれましても、検討会終了後1週間以内であれば、事務局宛てにお寄せいただいた御意見につきましては、検討会での御発言として議事録に反映させていただきます。

本日御議論ありがとうございました。本日のところは、もうこれで議論を終了させていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて、第2回に向けて、かなり課題等も浮

き上がったと思いますので、検討を進めていただければと思います。

それでは、今後の予定等について事務局から御説明お願いいたします。

【小野室長】 本日、様々な御意見いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員及びオブザーバーの皆様に御確認いただきました後、環境省のホームページに掲載させていただきます。

また、本検討会のユーチューブ配信のアーカイブ動画につきましては、会議終了後、議事録公開までウェブ上で配信予定です。

次回検討会は8月19日に開催予定です。

事務局からは以上でございます。

【有村座長】 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会といたします。本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございました。

— 了 —